

## 商慣習法 No.2

### ACCC

某日系家電メーカーが商慣習法違反であるとして、ACCCに起訴されました。起訴状の内容は消費者を欺く様な宣伝をしたとの事でありました。平成19年11月23日から12月24日の期間メーカーは薄型テレビの購入者には漏れなくゲーム機器が頂けると広告致しました。実際にはメーカーは購入時にはゲーム機器を与えず、ゲーム機器が頂ける為には薄型テレビが製造番号が必要であるとしました。しかし、製造番号が判明するのはテレビが購入者の自宅に搬入された時初めてであり、景品の申請まで時間が掛かりました。申請期間が限定されており、多くの購入者が景品であるゲーム機器を受領出来ませんでした。

この事実を把握したACCCはメーカーは誤解又は消費者を欺く行為を禁じた商慣習法52条違反であると断定致しました。

連邦裁判所で間も無くメーカー側は裁判官から聴聞を受ける予定になっておりますが、本件で学ぶ事は誤解を招く様な広告を慎む事であります。当然社内及び広告代理店等でよく吟味された後広告を出されたと思われませんが、オーストラリアでは予想されない事が発生する場合がありますので細心の注意が必要とされます。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所